

半田市地域振興券 取扱店説明会資料

半田市

【半田市地域振興券】

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 地域振興券概要 | 2P |
| 2. 取扱店様の登録・申込方法について | 4P |
| 3. 配布物について | 6P |
| 4. 地域振興券について | 7P |
| 5. 換金方法について | 8P |
| 6. その他注意事項・お願い | 11P |
| 7. よくある質問・回答 | 14P |
| 8. 問い合わせ先 | 15P |

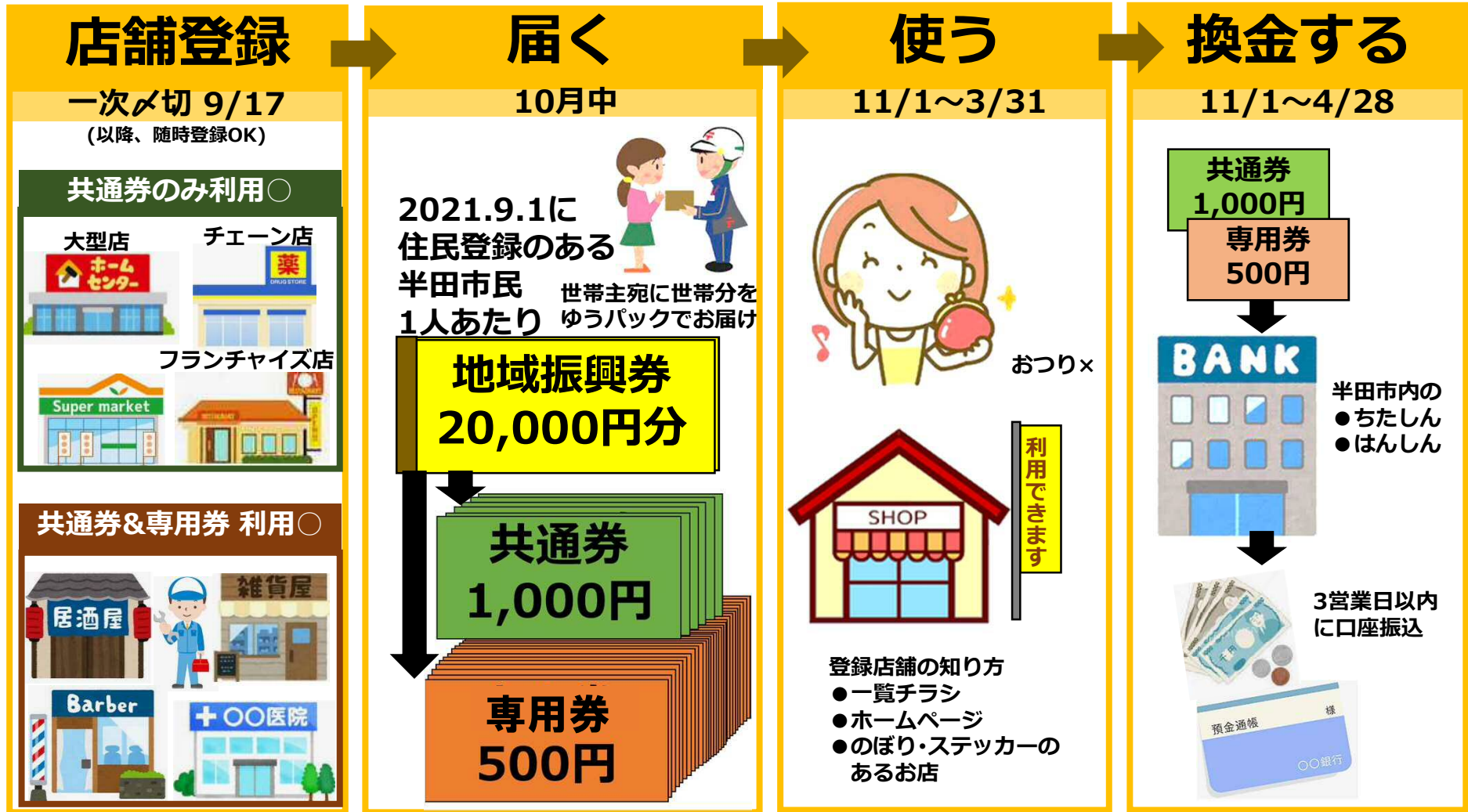
1. 振興券概要

半田市地域振興券

発行者	: 半田市
発行総額	: 23億8,600万円
配付対象	: 2021年9月1日時点で半田市に住民登録がある者等
配付時期	: 2021年10月から世帯にゆうパックで順次発送
1冊あたりの構成	: 20,000円分 (共通券: 6,000円(1000円券×6枚)、専用券: 14,000円(500円券×28枚))
利用期間	: 2021年11月1日(月)~2022年3月31日(木) <u>※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、延長する場合があります。</u>
利用店舗	: 半田市内で取扱店として登録した店舗
店舗区分	: ◆共通券(共通券のみ利用可能) ①大型店: 売場面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗 ※ただし、市内に本店がある場合は除く ※大規模小売店舗内のテナントについてはテナント毎に判断 ②チェーン店: 国内に10店舗以上あるもの ※ただし、市内に本店がある場合は除く ③フランチャイズ店: フランチャイズ契約を締結して営業しているもの ◆中小規模店舗等専用券(両券種ともに利用可能) 上記①~③以外の店舗 ※上記①及び②に該当し、 <u>本店が半田市内にある事業者については両券種利用可能</u>

1. 振興券概要

全体の流れ



2. 取扱店様の登録・申込方法について

共通券のみ利用○



①大型店：売場面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗

※ただし、市内に本店がある場合は除く

※大規模小売店舗内のテナントについてはテナント毎に判断

②チェーン店：国内に10店舗以上あるもの

※ただし、市内に本店がある場合は除く

③フランチャイズ店：フランチャイズ契約を締結して営業しているもの

共通券&中小券 利用○



中小規模店舗等専用券：上記①～③以外の店舗

※上記①及び②に該当し、

本店が半田市内にある事業者については両券種利用可能

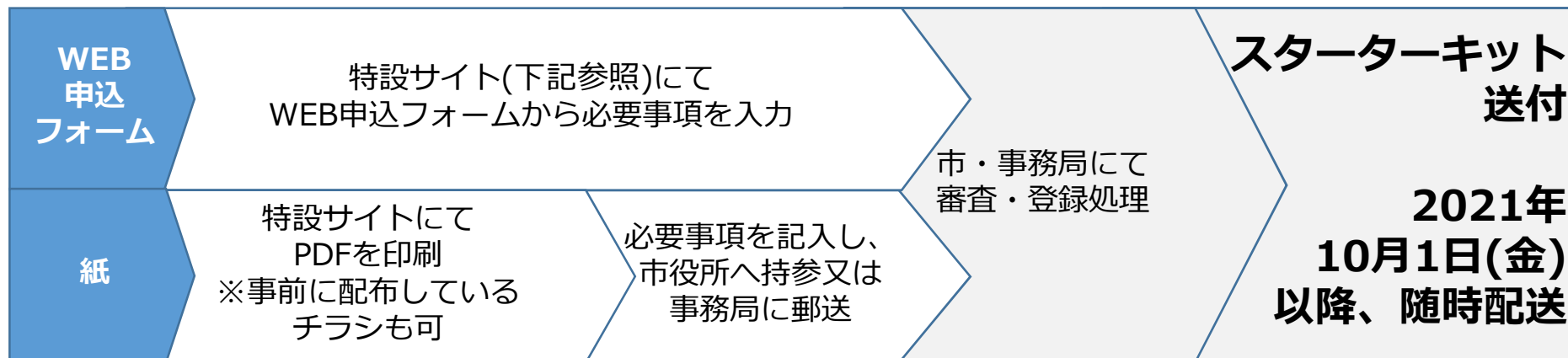
一次締め切り：9月17日

※取扱店募集は随時行っております。

一次締め切りまでにお申込みの店舗様については地域振興券に同封のチラシ内【取扱店舗一覧】に掲載します。

2. 取扱店様の登録・申込方法について

申込の流れ



参加資格

- ①半田市内で営業している小売店、飲食店、サービス業、建設業等で、最終消費者に対して物品やサービスを提供する店舗等であること
 - ②市税等の滞納がないこと
- ※ただし、納税誓約や徴収猶予を受けており、確実な納付が見込まれると判断される場合は可能

登録申請書の提出先

【郵送】〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-17-13
いちご丸の内ビル5F 株式会社グッドスタッフ内
半田市地域振興券事務局宛

【FAX】052-951-2840

【窓口】半田市経済課(半田市役所3階②窓口/月～金曜 9時～17時まで)

専用応募フォーム



3. 配布物について

スターターキット

審査後、登録が完了した取扱店様に対し、下記の内容物を送付いたします。

◆送付物

- ①送付状(取扱店申込審査結果含む)
- ②取扱店運用マニュアル
- ③取扱店登録規約
- ④取扱店登録証
- ⑤ステッカー
- ⑥のぼり

※ステッカー、のぼりについては
利用者様に見えやすい場所での掲示を
お願いいたします。

◆送付日

2022年10月1日(金)以降、随時配送

※のぼりポールを「必要」とされた取扱店様は、
この送付物が届いてから市役所経済課に取り
に来てください。



【ステッカー(イメージ)】

※ステッカーを複数箇所に掲示の場合は、
特設サイトにてフリーデータを掲載いたします。
ダウンロードの上、印刷してご利用ください。

4.地域振興券について

配付対象：2021.9.1に住民登録のある半田市民

配付時期：2021.10月に順次配送



**地域振興券
20,000円分**

**共通券
1,000円**

**専用券
500円**

共通券

6,000円分(1,000円券×6枚つづり)

利用範囲：
全取扱店

中小規模店舗等専用券

14,000円分(500円券×28枚つづり)

利用範囲：
大型店、チェーン店、フランチャイズ店以外の取扱店

利用期間：2021年11月1日(月)～2022年3月31日(木)

5. 換金方法について

換金期間

2021年11月1日(月)～2022年4月28日(木)

※期間を過ぎての換金受付は出来かねますのでご注意ください。

換金に必要なもの

①使用済み地域振興券(持参)

使用済み地域振興券の裏面には再流出防止のため、チェックの記入または店舗印を押印してください。

地域振興券は金種別に100枚単位で輪ゴム等でひとまとめにしてお持ち込みください。金融機関が円滑に枚数計算ができるようご協力ください。

②取扱店証明書(持参)

不正な換金を防止するため、取扱店証明書をご持参ください。



証明書(イメージ)

③換金請求書(金融機関窓口)

金融機関の窓口にて換金依頼書(3枚つづり)のご記入をお願いします。

※換金依頼書は金融機関窓口に設置しています。

※その他、通帳や顔写真付きの本人確認書類等、入金・振込手続きを行うための書類が必要となります。詳しくは各金融機関へお問合せください。

5. 換金方法について

地域振興券 / 換金請求書 (案)

地域振興券(中小規模店舗等専用券/500円)



地域振興券(共通券/1,000円)



地域振興券(裏面)

地域振興券について

半田市地域振興券のご利用について

- 本券は、半田市内の「半田市地域振興券」参加店舗等にて額面金額と同額で取扱商品・サービスとお引換え(販売)します。
- 本券は、有効期間内にご利用ください。有効期間を過ぎたものは無効となります。※新型コロナウイルス感染症の状況により、有効期間を変更する場合があります。
- 本券は、払い戻しいたしません。
- 本券は、生計同一者を除く第三者への譲渡・転売はできません。
- 本券の高額・紛失・汚損に対し、本市はその責任を負いません。また、再交付はいたしません。
- 本券では、以下の商品等のご利用できません。
 - (1) たばこ
 - (2) 不動産や金融商品等明らかな資産形成と考えられるもの
 - (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

(4)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの

(5)国や地方公共団体への支払い(公営の施設含む)

- 本券で購入した商品等については、現金及び当該地域振興券による返金はできません。
- 「引換店・利用済印」押印済のものはご利用できません。

引換店・利用済印

半田商店

・Sobre tickete de Reconstrução regional
 ・Về Phiếu khuyến mãi trong khu vực
 ・About regional promotion ticket

お問い合わせ先(コールセンター)
 半田市地域振興券事務局 電話:052-684-4577
 【発行】半田市

換金請求書(案) ※3枚複写

取扱店控

取扱店 → 取扱金融機関 → 取扱店

【持参日】令和 3 年 11 月 28 日

半田市地域振興券 換金請求書

下記の通り請求します

金額	地域振興券 額 面	合計額	150,000	円
		(内訳)		
		500円券	100 枚=	50,000 円
		1000円券	100 枚=	100,000 円
入金先	金融機関名	○ × 銀行・信用金庫 農協・信用組合		
	支店名	△ □ 支店		
	口座種別	当座 ・ 普通		
	口座番号	14234567		
	口座名義	フリガナ フリガナ フリガナ 半田商店 半田 太郎		

所在地: 半田市東洋町2-1

事業所名: 半田商店

連絡先TEL: 21-3111

※ゴム印を使用される場合は、
3部とも押印ください。

金融機関受領印

5. 換金方法について

対応金融機関

銀行名	支店名	住所	電話番号
知多信用金庫	青山支店	半田市青山2丁目26番地の4	0569-21-3351
知多信用金庫	板山支店	半田市板山町1丁目96番地の4	0569-20-5200
知多信用金庫	駅前支店	半田市広小路町155番地の3 CLACITY 1階	0569-21-5385
知多信用金庫	乙川支店	半田市乙川高良町16番地1	0569-21-1552
知多信用金庫	亀崎支店	半田市亀崎町8丁目88番地	0569-28-1131
知多信用金庫	栄町支店	半田市栄町1丁目76番地	0569-21-2345
知多信用金庫	図書館前支店	半田市桐ヶ丘4丁目208番地の1	0569-23-6811
知多信用金庫	本店営業部	半田市星崎町3丁目39番地の10	0569-23-3211
知多信用金庫	瑞穂支店	半田市瑞穂町8丁目12番地の1	0569-21-3511
知多信用金庫	南支店	半田市有楽町2丁目170番地	0569-21-3515
知多信用金庫	美原支店	半田市美原町2丁目195番地	0569-29-5600
半田信用金庫	本店営業部	半田市御幸町8番地	0569-21-2411
半田信用金庫	乙川支店	半田市乙川畑田町2丁目21番地	0569-21-4331
半田信用金庫	成岩支店	半田市昭和町4丁目72番地	0569-23-4011
半田信用金庫	成岩支店 成岩本町出張所	半田市成岩本町4丁目47番地	0569-21-2353
半田信用金庫	住吉町駅西支店	半田市出口町1丁目56番地の9	0569-23-1311
半田信用金庫	新居支店	半田市新居町1丁目41番地の3	0569-29-1431

- ※取扱店立ち合いの元、地域振興券の枚数確認を行います。時間に余裕をもってお越しく下さい。
- ※大量の振興券を換金する場合は、なるべく12時までに窓口へお越しく下さい。
- ※換金した地域振興券代金は、原則として金融機関の3営業日以内にご指定の口座へ入金されます。
- ※上記の金融機関以外への入金の場合、振込手数料は加盟店負担となります。

6. その他注意事項

取扱店様の責務等

- ◆利用可能店であることが明確になるよう、掲示物(ステッカー・のぼり)を利用者様が分かりやすい場所に掲示してください。
- ◆利用者様が利用される地域振興券について、正規のものか確認してください。
なお、偽造防止対策がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された地域振興券と判別できる場合は、地域振興券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。
また、その旨当事務局にもご報告下さい。
※他市町村発行の地域振興券や地域通貨、前年度の半田市プレミアム付商品券等と間違えないようご注意ください。
- ◆地域振興券の交換及び換金、売買は行わないでください。利用期間中における、商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された地域振興券のみ換金可能です。
- ◆地域振興券を受け取った際は、再流出を防止するためチェックの記入または店舗印を押印してください。
- ◆新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を業種別ガイドラインに沿って実施するとともに、愛知県安全・安心宣言施設又は「ニューあいちスタダード」（飲食店）の登録を行ってください。
- ◆上記内容を、地域振興券を取り扱う全ての方(従業員含む)に周知をお願いいたします。

※「半田市地域振興券取扱店登録規約」の遵守事項もご確認ください。

6. その他注意事項

利用者様への対応

- ◆使用済み振興券は、いかなる場合においても、利用者様に渡さないでください。
- ◆使用枚数の上限及び年齢制限はありません。
- ◆お釣りは額面以下の利用であっても渡さないでください。
- ◆利用対象にならないもの(下記参照)での地域振興券使用は不可となります。

【ご利用いただけない商品・サービス】

- (1) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3項に規定する製造たばこの購入
- (2) 不動産や金融商品等明らかな資産形成と考えられるもの
- (3) 商品券や切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- (5) 国や地方公共団体への支払い（公共の施設含む）

6. その他お願い

オール半田で半田を盛り上げましょう

- 地域振興券事業を新規顧客やリピーター獲得のチャンスととらえ、多くの店舗に参加いただきたいです。
- この地域振興券事業と併せて、商店街や店舗独自のイベントを実施に取り組んでいただき、事業者・市民一緒に半田を盛り上げましょう！

※地域振興券事業終了後、本事業の効果測定のためのアンケートを実施します。



7.よくある質問・回答（地域振興券）

	質問	回答
登録について	半田市内に複数店舗がありますが、店舗ごとに取扱店舗登録の申請は必要ですか。	必要です。
	販促物やマニュアルなどは用意してもらえますか。	審査完了後に取扱店申込審査結果と併せ、スターターキットを送付いたします。内容は5ページをご参照下さい。
地域振興券について	取扱店登録の申込をしたが、審査結果が届きません。	審査結果については販促物に同封してお送りいたします。
	指定外の紙版地域振興券をお持ちになられた場合はどうしたらいいか。	受け取り拒否していただき、利用しないようにしてください。
	店舗規模が大きく、ステッカーを複数箇所に掲示したい場合、複数枚送付できますか。	
問い合わせ	不明点があった場合、どこに連絡すればいいですか。	取扱店様・利用者様、どちらにも対応できるコールセンターを年末年始（12/31～1/3）を除く全日午前9時～午後7時で対応します。

8.問い合わせ先

コールセンターの設置

○設置期間

2021年9月1日(水)～2022年3月31日(木)

◆問い合わせ先

半田市地域振興券コールセンター

午前9:00～午後5:00（年末年始：12/29～1/3を除く）

電話：052-684-4577

専用HPはこちら



専用ホームページ

<https://www.city.handa.lg.jp/keizai/tiikishinkouken.html>